

和光市被保護者家計改善支援事業業務委託仕様書

発注者が受注者に委託する業務内容は次のとおりとする。

1 委託業務名

被保護者家計改善支援事業業務

2 目的

家計の収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える支援対象者（5の(1)で定める支援対象者をいう。以下同じ。）に、専門的な観点から適正な家計収支への助言・指導等のきめ細かい支援を実施し、支援対象者の家計管理能力の向上を図り、早期に、かつ中長期目線で生活を再建させることを目的とする。

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 委託場所

和光市広沢1番5号 和光市役所社会援護課

5 業務内容

(1) 支援対象者

被保護者のうち、和光市が特に家計に課題があると判断したものとする。

(2) 家計管理の支援に関する業務

家計表やキャッシュフロー表等を活用して、家計の見える化、及び出納管理の支援を行い、家計を支援対象者自らが管理できるよう支援を行う。

※ 和光市被保護者等年金申請支援事業業務等により新たに年金の受給権が発生した被保護者に対して、収入形態が変化することによる家計管理上の乱れを解消するための支援を行うことを含む。

(3) 各種給付制度等の利用や滞納の解消に向けた支援

各種給付制度等の利用に向けて様々な提案を行うとともに、申請可能な給付制度については必要に応じて社会保険労務士等と連携しつつ、申請等まで支援する。あわせて、アセスメント段階で聞き取った支援対象者の家計の状況、滞納状況などを勘案して、徴収免除、貸付斡旋等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所等との調整や申請等の支援を行う。

(4) 債務整理に関する支援

多重・過重債務等により債務整理が必要な者等に対しては、法律家や専門家への相談を検討・提案し、必要に応じ法テラスや消費者センター等へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

(5) 大学等への進学に対する支援

生活保護受給世帯のうち、大学等への進学に伴い自立が見込まれる高校生がいる世帯に対して、進学に要する費用に関する相談・助言、利用可能な奨学金や貸付制度の紹介を行う等、進学に関する相談・助言を行う。また、転居して自宅外からの通学を検討している場合には転居費用や転居後の生活費用の概算を示す等、家計に関する相談・助言を行う。

(6) 市や関係機関との連携

本事業の実施にあたっては、市や関係機関との連携を図ること。また、市からの求めに応じて支援状況等の必要な報告を行うものとする。なお、その他、必要に応じて相談支援員・ケースワーカーを対象とした家計相談支援に関する研修の実施、家計改善支援事業に関するパンフレットの作成等を行う。

(7) 業務日数及び業務時間

業務日数は、2週間に1日以上とし、業務時間は、原則として午前9時から午後4時30分までとする。

(8) 支援件数については以下のとおりとする。

履行期間において、対象世帯は概ね5世帯とし、延べ45件の支援（相談）を見込む。

6 実施体制

5に定める業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、受注者及び受注者の雇用する者で、令和5年4月1日時点で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) ファイナンシャルプランナー
- (2) 消費生活アドバイザー
- (3) 上記と同等以上の能力等を有する本事業に精通した者

7 報告

受注者は、発注者に対して、業務に係る進捗状況を、発注者が指定した期日（毎月）までに、発注者が指定する手段で報告すること。

8 委託料

委託料には、次のものが含まれる。

- (1) 人件費
- (2) 事務所借上げ費用
- (3) 交通費
- (4) 通信費
- (5) その他事務費

9 委託料の支払

発注者は、受注者から業務実績報告書及び請求書を受領した日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。

10 特記事項

- (1) 受注者は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する法令等の内容を把握し、特に個人情報の保護並びに漏洩防止に関しては徹底を図ること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを業務以外に使用してはならない。また業務に係るデータの紛失等が決してないよう、厳重に鍵付き金属書庫にて保管すること。また、業務の委託が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏洩に関しては委託期間外でも責任を負うこととする。
- (3) 発注者は、受注者がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 発注者は、業務中における従事者の事故については一切責任を負わない。
- (5) その他、契約書に添付する「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。

11 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、発注者及び受注者が協議して決定するものとする。